

広島海区漁業調整委員会委員選任規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島海区漁業調整委員会委員（以下「委員」という。）の選任の
手続等について、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による
改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）に定めるもののほ
か、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 選任する委員は、次の各号に定める区分に応じ、次の各号に定める数の者とす
る。

- (1) 法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者（以下「漁業者委員」とい
う。） 9人
- (2) 同条第7項に規定する資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者及び
その他の学識経験を有する者（以下「学識経験委員」という。）並びに同項に規定
する海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（以下
「中立委員」といい、これらを合わせて「学識・中立委員」という。） 6人

2 前項第1号の漁業者委員については、海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合
若しくは漁業協同組合連合会の役員であって、その委員又は役員に就任する際法第
138条第5項に定める漁業を営み又は従事する日数を満たしていたものは、当該漁業
を営み又は従事する日数が90日に達していない場合であっても、漁業者委員の資格
を有するものとみなす。

(推薦及び募集)

第3条 委員を選任する方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者からの推薦
- (2) 一般募集

(推薦及び応募の資格)

第4条 委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する見識を有し、
海区漁業調整委員会の所掌する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、
委員の選任の日において、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 広島県内に住所又は事業場を有しない者（学識・中立委員の候補者を除く。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2
条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5
年を経過しない者
- (3) 県の職員である者

2 漁業者委員となる資格要件を満たす漁業者又は漁業従事者は、学識・中立委員の候
補者となることができない。

(推薦及び応募の手續)

第5条 第3条第1号の候補者を推薦しようとする者は別記様式第1号の推薦届を、同条第2号に規定する一般募集に応募しようとする者は別記様式第2号の応募申込書を、知事に提出しなければならない。

2 前項の推薦をする者が個人である場合は、3名以上が連名して推薦することを要し、うち1名が代表して推薦するものとする。

(添付書類)

第6条 前条の推薦届及び応募申込書の提出に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 誓約書(別記様式第3号)
- (2) 同意書(別記様式第4号)
- (3) 個人番号が記載されていない3か月以内に発行された住民票
- (4) 漁業者委員として推薦を受ける又は応募する場合にあっては、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者であることを証する書類又は第2条第2項に該当する者であることを証する書類(所属漁協による組合員資格証明書又は雇用者による雇用証明書等)

(推薦及び募集の周知)

第7条 知事は、委員の公募に当たっては、募集する委員の区分及び人数、推薦及び応募に要する書面の提出方法その他必要な事項を、次に掲げる方法により公表し、関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 県ホームページへの掲載
- (2) 漁業者の組織する団体その他関係者への通知
- (3) その他知事が適当と認める方法

2 前項に定める公募の期間については、公表の日から24日を下らない日を指定し、公表の日から当該指定の日までとする。

(推薦及び応募状況の公表)

第8条 知事は、公募期間の中間及び終了後において、候補者の情報のうち次の各号に掲げる事項を整理し、県ホームページへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 推薦を受けた候補者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- (2) 応募した候補者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- (3) 候補者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況
- (4) 委員の選出区分(漁業者委員、学識経験委員又は中立委員の別)
- (5) 候補者が法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
- (6) 推薦をする者が個人である場合にあっては氏名、職業、年齢及び性別
- (7) 推薦をする者が法人又は団体である場合にあっては名称、目的、代表者又は管

理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格等

(8) 推薦又は応募の理由

(候補者の数が定数等に満たない場合)

第9条 第7条による公募の結果、推薦を受けた者又は募集に応じた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、公募の期間を15日延長し、関係者に対し必要な数の候補者の推薦又は応募を募るものとする。

(1) 第2条第1項各号に定める数に満たない場合

(2) 資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者がいない場合

(3) 海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者がいない場合

2 前項による公募期間の延長終了後における候補者の情報については、前条に準じて公表するものとする。

3 第1項による推薦又は応募を募ってもなお候補者の数が不足する場合は、推薦を受けた者及び募集に応じた者以外の適当と認める者を知事が委員候補者として指名し、指名した者が委員候補者となることについて承諾したときは、その者を第11条第1項に規定する委員候補者とするものとする。

(候補者の評価)

第10条 公募期間の終了後、受け付けた推薦届及び応募申込書を審査し、委員の資格を欠く等の理由で候補者となり得ないものを除くほか、添付書類等に不備があるものは補正を求めるものとする。

2 前項により候補者となった者の数が第2条第1項各号に定める数を超えた場合は、別に定める評価基準及び評価の方法等により評価を行うとともに、広島海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を開催し、法第138条第1項に定める委員の資質等に関する意見を求めるものとする。

3 評価委員会の設置及び運営については、委員の任命の都度、別に定める。

(委員候補者の決定)

第11条 知事は、候補者の数が第2条第1項各号に定める委員の数と同数の場合（第9条第3項の規定により候補者の数が第2条第1項各号に定める委員の数と同数となった場合を含む。）は当該候補者を委員候補者として決定し、候補者の数が第2条第1項各号に定める委員の数を超えた場合は前条第2項に規定する評価委員会の意見を参考に委員候補者を決定し、委員の任命について広島県議会の同意を得るための議案を作成するものとする。

2 知事は、委員候補者を決定したときは、委員候補者及びそれ以外の推薦した者又は募集に応じた者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(委員の任命)

第12条 知事は、前項の規定により作成した委員の任命に係る議案が議会の同意を得たときは、委員候補者を委員に任命し、委員任命の辞令を交付するものとする。

(委員の補充)

第13条 知事は、罷免、失職又は辞任等により委員に欠員が生じた場合は、この規程に定める手続に準じて、速やかに委員の補充に努めるものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月26日から施行する。

広島海区漁業調整委員推薦届

（個人による漁業者委員推薦用）

年 月 日

広島県知事様

推薦者代表

住 所

氏 名

印

次のとおり，広島海区漁業調整委員のうち漁業者委員の候補者を推薦します。
なお，漁業法第 139 条第 2 項の規定に基づき，推薦者の氏名，職業，年齢，性別及び推薦の理由について公表されることを承諾します。

1 推薦を受ける者に関する事項

（1）氏名等

ふりがな 氏 名		性 別
		男 ・ 女
住 所	（〒 - ）	
職 業	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日（満 歳）
就業年数	連絡先	自宅・携帯

（2）経歴及び漁業経営の状況

主な漁業種類		
漁業の根拠地 （住所と異なる場合）		
操業区域 （複数選択可）	海域 1（安芸）・海域 2（中部）・海域 3（備後）・県外海域	
最終学歴 及び 漁業等の経歴	期 間	学歴・職歴
漁業法第 138 条第 5 項への該当	漁業者（自営） ・ 漁業従事者（被雇用）	

2 推薦の理由

--

3 推薦する者（個人）に関する事項

推薦者代表		連絡先	自宅・携帯
ふりがな			
氏名	㊟		
住所		年齢	満 歳
職業又は漁業種類		性別	男・女

ふりがな		連絡先	自宅・携帯
氏名			
氏名	㊟		
住所		年齢	満 歳
職業又は漁業種類		性別	男・女

ふりがな		連絡先	自宅・携帯
氏名			
氏名	㊟		
住所		年齢	満 歳
職業又は漁業種類		性別	男・女

※個人として候補者を推薦するには、趣旨に賛同する者3名以上の連署が必要です。
 ※推薦者の記載欄が不足する場合は、同様の事項を記載した別紙を添付しても構いません。

広島海区漁業調整委員推薦届
（団体等による漁業者委員推薦用）

年 月 日

広島県知事様

推薦者

名 称

代表者職氏名

印

次のとおり、広島海区漁業調整委員のうち漁業者委員の候補者を推薦します。

なお、漁業法第139条第2項の規定に基づき、推薦者（団体等）の名称、目的、代表者（管理人）の氏名、構成員の数、構成員たる資格等及び推薦の理由について公表されることを承諾します。

1 推薦を受ける者に関する事項

(1) 氏名等

ふりがな 氏 名			性 別 男 ・ 女
住 所	(〒 -)		
職 業	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日(満 歳)	
就業年数	連絡先	自宅・携帯	

(2) 経歴及び漁業経営の状況

主な漁業種類			
漁業の根拠地 (住所と異なる場合)			
操業区域 (複数選択可)	海域1 (安芸)・海域2 (中部)・海域3 (備後)・県外海域		
最終学歴 及び 漁業等の経歴	期 間	学歴・職歴	
漁業法第138条第5項への該当	漁業者 (自営) ・ 漁業従事者 (被雇用)		

2 推薦の理由

--

3 推薦する者（団体等）に関する事項

ふりがな					
名 称					
代表者の 職・氏名					
事 務 所 所 在 地			連絡先		
団体等の 目 的					
構成員の数	個人漁業者	その他個人	漁業法人	漁協等	その他
	人	人	社	団体	()
構成員 たる資格					

※推薦する者（団体等）の定款又は規約等を添付してください。

広島海区漁業調整委員推薦届
（個人による学識・中立委員推薦用）

年 月 日

広島県知事様

推薦者代表

住 所

氏 名

印

次のとおり、広島海区漁業調整委員のうち学識経験委員及び中立委員の候補者を推薦します。

なお、漁業法第139条第2項の規定に基づき、推薦者の氏名、職業、年齢、性別及び推薦の理由について公表されることを承諾します。

1 推薦を受ける者に関する事項

(1) 氏名等

ふりがな 氏 名		性 別
		男 ・ 女
住 所	(〒 -)	
職 業	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日(満 歳)
就業年数	連絡先	自宅・携帯

(2) 経歴等

	期 間	学歴・職歴
最終学歴 及び 職歴の概要		
専門分野等		

2 推薦の理由

--

3 推薦する者（個人）に関する事項

推薦者代表		連絡先	自宅・携帯
ふりがな			
氏名	㊟		
住所		年齢	満 歳
職業又は漁業種類		性別	男・女

ふりがな		連絡先	自宅・携帯
氏名			
氏名	㊟		
住所		年齢	満 歳
職業又は漁業種類		性別	男・女

ふりがな		連絡先	自宅・携帯
氏名			
氏名	㊟		
住所		年齢	満 歳
職業又は漁業種類		性別	男・女

※個人として候補者を推薦するには、趣旨に賛同する者3名以上の連署が必要です。
 ※推薦者の記載欄が不足する場合は、同様の事項を記載した別紙を添付しても構いません。

広島海区漁業調整委員推薦届
（団体等による学識・中立委員推薦用）

年 月 日

広島県知事様

推薦者

名 称

代表者職氏名

印

次のとおり、広島海区漁業調整委員のうち学識経験委員及び中立委員の候補者を推薦します。

なお、漁業法第139条第2項の規定に基づき、推薦者（団体等）の名称、目的、代表者（管理人）の氏名、構成員の数、構成員たる資格等及び推薦の理由について公表されることを承諾します。

1 推薦を受ける者に関する事項

(1) 氏名等

ふりがな 氏 名			性 別
			男 ・ 女
住 所	(〒 -)		
職 業		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日(満 歳)
就業年数		連絡先	自宅・携帯

(2) 経歴等

	期 間	学歴・職歴
最終学歴 及び 職歴の概要		
専門分野等		

2 推薦の理由

--

3 推薦する者（団体等）に関する事項

ふりがな					
名 称					
代表者の 職・氏名					
事 務 所 所 在 地			連絡先		
団体等の 目 的					
構成員の数	個人漁業者	その他個人	漁業法人	漁協等	その他
	人	人	社	団体	()
構成員 たる資格					

※ 推薦する者（団体等）の定款又は規約等を添付してください。

広島海区漁業調整委員応募申込書

（漁業者委員応募用）

年 月 日

広島県知事様

応募者

住 所

氏 名

印

次のとおり、広島海区漁業調整委員のうち漁業者委員に応募します。

1 応募者に関する事項

（1）氏名等

ふりがな 氏 名			性 別
			男 ・ 女
住 所	（〒 - ）		
職 業	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日（満 歳）	
就業年数	連絡先	自宅・携帯	

（2）経歴及び漁業経営の状況

主な漁業種類			
漁業の根拠地 （住所と異なる場合）			
操 業 区 域 （複数選択可）	海域1（安芸）・海域2（中部）・海域3（備後）・県外海域		
最終学歴 及び 漁業等の職歴	期 間	学 歴 ・ 職 歴	
漁業法第138条第5項への該当	漁業者（自営） ・ 漁業従事者（被雇用）		

2 応募の理由

広島海区漁業調整委員応募申込書

（学識・中立委員応募用）

年 月 日

広島県知事様

応募者

住 所

氏 名

印

次のとおり、広島海区漁業調整委員のうち学識経験委員及び中立委員に応募します。

1 応募者に関する事項

（1）氏名等

ふりがな 氏 名			性 別 男 ・ 女
住 所	（〒 - ）		
職 業	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日（満 歳）	
就業年数	連絡先	自宅・携帯	

（2）経歴等

	期 間	学 歴 ・ 職 歴
最終学歴 及び 職歴の概要		
専門分野等		

2 応募の理由

誓 約 書
（漁業者委員推薦又は応募用）

広島県知事様

1 委員の欠格事項に該当しない旨の誓約

私は、漁業法及び広島海区漁業調整委員会委員選任規程に定める委員の資格に関し、次の(1)～(4)のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、当該誓約内容に関する真偽の確認を目的として広島県が関係機関等に照会を行うことに同意します。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 広島県の職員

年 月 日

候補者（署名又は記名押印）

誓 約 書

（学識・中立委員推薦又は応募用）

広島県知事様

1 委員の欠格事項に該当しない旨の誓約

私は、漁業法及び広島海区漁業調整委員会委員選任規程に定める委員の資格に関し、次の(1)～(4)のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、当該誓約内容に関する真偽の確認を目的として広島県が関係機関等に照会を行うことに同意します。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 広島県の職員

2 学識経験委員及び中立委員の識別に関する申告

私は、次の事項について該当の有無を申告します。（該当する事項にチェック☑）

（注）該当事項がある場合は、中立委員に就任することはできませんが、学識経験委員の適格がないということではありません。

- 漁業に従事した経験がある
- 水産物の加工・販売・流通業務に従事した経験がある
- 3親等以内の親族が広島海区内において漁業に従事している
- 広島県内の漁業者の経営診断及び金融に関する業務の経験がある
- 漁業紛争の調停等漁業調整に関わる業務の経験がある（海区漁業調整委員会委員として経験した場合は該当しない）
- 広島海区の海面に隣接する県の海区漁業調整委員会の委員である
- 遊漁船業又は遊漁関連物品の販売に関する業務に従事している
- 海岸及び海域における建設工事に関する業務に従事している

年 月 日

候補者（署名又は記名押印）

同 意 書

（推薦を受ける者用）

広島県知事様

私は、広島海区漁業調整委員の候補者として推薦を受けることに同意します。
併せて、推薦届の記載事項のうち次の事項については、漁業法第139条第2項の規定に基づき、候補者に関する情報として公表されることに同意します。

- 1 氏名，職業，年齢，性別，経歴（漁業者委員候補は最終学歴を除く。）及び漁業経営の状況
- 2 委員の選出区分（漁業者委員，学識経験委員及び中立委員の別）
- 3 漁業者委員にあつては法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
- 4 推薦の理由（推薦者記述）

年 月 日

候補者（署名又は記名押印）

別記様式第4号（第6条関係）（その2）

同 意 書
（ 応 募 者 用 ）

広島県知事様

私は、応募申込書の記載事項のうち次の事項について、漁業法第139条第2項の規定に基づき、候補者に関する情報として公表されることに同意します。

- 1 氏名、職業、年齢、性別、経歴（漁業者委員候補は最終学歴を除く。）及び漁業経営の状況
- 2 委員の選出区分（漁業者委員、学識経験委員及び中立委員の別）
- 3 漁業者委員にあつては法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
- 4 応募の理由

年 月 日

候補者（署名又は記名押印）
